

平成23年11月1日

## 台風12号による被災者に対する県税の減免等

奈良県

### 1. 申告などの延長・猶予

災害により、期限までに県税の申告・納付などができない方は、その期限が延長されます。

●県が一律に延長しているもの：

一部の地域を除き、平成23年9月2日以降に到来する申告・納付などの期限を平成23年11月30日まで延長します。（一部地域については別途期限を指定します。）

下記の地域にお住まいの方及び主たる事務所等が所在する法人等が対象です。

対象の地域	県税の申告、納付等の期限
五條市（大塔町を除く）、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村（大字北股を除く）、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	平成23年9月2日から同年11月29日までに期限が到来する県税については、11月30日までに、申告、納付等をお願いします。
五條市大塔町、野迫川村大字北股、十津川村	別途、県税の申告、納付等を期限を指定します。

なお、期限を指定した地域の方が11月30日を超えても申告等ができない事情がある場合は、県税事務所に個別に申請していただくことによって、申告等の期限の延長が認められる場合があります。

●それ以外の場合：

県税事務所に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。

### 2. 住宅・家財・事業用資産などが被害を受けた方へ

●個人市町村民税が減免された場合：

減免された割合と同じ割合で個人県民税の税額が減免されます。  
※市町村が減免手続きを行いますので、県への申請は不要です。

●個人の事業用資産に被害があった場合：

損害の程度に応じ、個人の事業税額が減免される場合があります。

- 災害のあった日から3年以内にその代替不動産を取得した場合：  
代替不動産の取得に対して課される不動産取得税の税額の一部が減免されます。
- 被災前に取得した不動産に係る不動産取得税について：  
損害の程度に応じ、減免される場合があります。
- 特別徴収義務者の方が軽油引取税額を災害によって失ったとき：  
失った税額の納入義務が免除されます。

### 3. 自動車が被害を受けた方へ

- 災害によって自動車が滅失又は使用不能となった場合：  
当該事実の発生した日の属する月の翌月以降の自動車税額が減額されます。

#### 問い合わせ先

減免等の要件及び必要書類等、詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
奈良県税事務所	0742 (25)0771 (代)	〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良総合庁舎内	奈良市, 大和郡山市, 天理市, 生駒市, 山辺 郡, 生駒郡
自動車税第一課	0742 (26)1177		奈良県全域(自動車 税関係)
自動車税第二課	0743 (57)0300 (代)	〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-8	
高田県税事務所	0745 (22)1701 (代)	〒635-8525 大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	大和高田市, 橿原市, 五條市, 御所市, 香芝 市, 葛城市, 高市郡, 北 葛城郡
桜井県税事務所	0744 (43)3131 (代)	〒633-0062 桜井市粟殿1000 桜井総合庁舎内	桜井市, 宇陀市, 磯城 郡, 宇陀郡
吉野県税事務所	0746 (32)2687	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	吉野郡
総務部税務課	0742 (22)1101 (代)	〒630-8501 奈良市登大路町30	